速報

自治労福井市職員労働組合
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL：20－5590 FAX：27－4489
E-mail：291city_union@j-fcu.jp
HPアドレス：http://291shishoku.com
※ユーザー名:nakama　パスワード:205590

No. 18
2026 年 11 月18 日

回　覧　※各係単位での回覧をお願いします。	組合分会長
速報性を優先し、各係で回覧いただく分を配布しています。	

本日、総務部長交渉！

なぜ、春闘以上に「秋闘」に力を入れるの？

「春闘」はニュースや新聞で見聞きしたことがあると思いますが、「秋闘」についてはご存知でしょうか？職場オルグの際に、要求書のことを説明しましたが、そもそも、なぜ秋闘が重要なのかご存知でしょうか？今回は、公務員の賃金決定までの流れを紹介しながら、秋闘の重要性について分かりやすくお伝えします。

公務員の賃金決定の3ステップ

①春闘期（種まき）

民間企業が賃上げ交渉を行う時期に合わせ、要求書の提出や職場環境の改善に向けた議論の土台をつくります。



②人勧期（水やり）

民間の春闘結果を反映し、8月頃から秋にかけて国の「人事院勧告」や各都道府県・政令市の「人事委員会勧告」が出されます。



③確定期（刈り取り）

10月～12月にかけて勧告をもとに各自治体の労使で本交渉を行い、合意内容を議会での「給与条例改正」にかけて新賃金を確定させます。



公務員の給与は、民間企業の春闘結果などを踏まえた人事院勧告等をもとに、民間よりも半年ほど遅れて、秋に労使交渉が行われます。

だからこそ秋闘は、１年間の要求活動の成果を形にする重要な交渉の場であり、「確定期闘争」と呼ばれています。



10月14日　中山執行委員長が橋本総務部長へ要求書を提出

人事院勧告の詳しい内容は、10月8日発行の『速報No.12』をご覧ください。
（バックナンバーは組合公式ホームページに掲載しています。）

人事院勧告では、市職員の賃金は決まりません

人事院勧告
人事院が、国家公務員の給与等の改定の目安を示す（基準）。

▶

労使交渉
国・県の勧告を踏まえ、組合と当局が、給与・手当、勤務条件の改善について交渉する。

▶

条例改正等
交渉で合意した内容は、条例改正などを経て、給与や手当、労働環境の改善として具体化される。

人事院勧告は、国家公務員の給与改定などについて国会と内閣に勧告するものであり、私たち市職員の給与を直接決めるものではありません。私たちの賃金や手当、勤務条件については、国や県の勧告を踏まえ、組合と当局が交渉を重ね、必要な条例改正などを経て決定されます。

つまり、勧告が出ても、その内容が各自治体でそのまま実現するとは限りません。

だからこそ、私たちの賃金・労働条件の改善を求める秋闘の交渉が重要なのです！

県内の組合が有る自治体と無い自治体の賃金の違い

組合が有る自治体（県内９市）
平均年収 / 年齢 ：
6,246,121円 / 41.8歳

組合が無い自治体（県内８町）
平均年収 / 年齢 ：
5,816,682円 / 42.1歳

年収ベースで 429,439円 / 月額約 35,800円 の差

※各数値は2025年度のものです（総務省資料より）

職員の声を政治の場へ！



のだ　てつお
野田　哲生
県政に挑む！



なかやま　けいすけ
中山　圭祐
市政に挑む！



むらた　こういち
村田　耕一
市政に挑む！



さかい　よしき
酒井　良樹
市政に挑む！

次年度の役員を大募集！

執行部で組合の活動をやりたい方を募集しています！
よりより職場づくりを、一緒に考え、取り組みませんか？

関心のある方は、職員組合へ　TEL 20-5590

